

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成31年 1月 9日

北海道十勝総合振興局長 三井 真

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

十勝ブランド強化支援事業（戦略産業雇用創造プロジェクト）委託業務

(2) 業務目的

十勝地域の経済・雇用を支える食関連産業（食品製造業）の強化を図るため、関連企業の製品の高付加価値化や販路拡大の支援を実施するとともに、同産業の生産面を支える雇用創造のための取組を実施することで、当地域における雇用創出を図る。

(3) 契約期間

契約の日から平成31年3月15日（金）まで

(4) 業務内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。

ア マーケティング力強化（製品の高付加価値化、販路拡大支援）

(ア) 食の販路拡大等に関する商談会の実施

製品の高付加価値化や販路拡大支援のため、食関連の商社やバイヤーなどの専門家を招聘し、管内食関連企業との商談・アドバイス会を実施する。

(イ) 個別経営支援

経営力強化のため、管内食関連企業を訪問し、経営計画や生産効率の改善等について、専門家による個別の経営支援を実施する。

イ 生産力強化（労働力の確保、就職支援）

(ア) 食関連企業経営者向けセミナーの開催

人材（労働力）確保をテーマとしたセミナーを企画・開催し、人材確保のための効果的な募集方法などの知識の習得や気運醸成を図る。

(イ) 求職者向けセミナーの開催

十勝管内の食関連企業等へ就職を希望する求職者（潜在的に就職意欲のある者も含む）向けに、企業の労働環境等の実態や求められるスキルなどを学ぶセミナーを開催する。

ウ 報告書の作成

紙媒体 A4 版 3 部 ※本事業は「(事業による) 支援企業数」「(本事業の実施成果による) 雇用創出数」の把握が必要。

2 公募型プロポーザル方式に参加するものに必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 単独法人等又は、複数の法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人等又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 民間企業、特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体等であり、十勝総合振興局管内に本社又は事業所を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

- (ウ) 消費税及び地方消費税
- カ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - (ア) 健康保険法第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法第7条の規定による届出
- キ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- ク 暴力団関係事業者等でないこと。
- ケ コンソーシアムの構成員が単独法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

3 企画提案（プロポーザル）説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 平成31年1月9日（水）から平成31年1月16日（水）
- (2) 交付場所 北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課（帯広市東3条南3丁目）
なお、十勝総合振興局ホームページにおいてもダウンロードすることができる。
(<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/h30senpuro-koukoku.htm>)

4 参加資格表明の提出期限等及び審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
 - ア 提出期限 平成31年1月16日（水）午後5時（必着）
 - イ 提出場所 北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課（帯広市東3条南3丁目）
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 平成31年1月24日（木）午後5時（必着）
- (2) 提出場所 北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課（帯広市東3条南3丁目）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課
- (2) 住 所：〒080-8588 帯広市東3条南3丁目
- (3) 電 話：0155-27-8537
- (4) F A X：0155-25-7756

10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、プロポーザル説明書による。